

すまいる通信 第12号

相続対策－節税だけが相続対策ではありません。生前にやっておくべきことは他にも色々あります。そのひとつが土地の測量です。測量はできるときにやっておくべきです。土地の測量をしていなくても、ふだん生活をするのには何も困らないかもしれませんが、その土地を引き継ぐお子さんが困ってしまうことがあるのです。

ある方が遺言書の作成をしています。その方に自宅敷地の測量をしておくことをおすすめてしました。親が亡くなったあとに、その土地を相続するお子さんがお隣さんと境界線を確認しようとしても、親同士でどのような取り決めがあったのか分からなかったり、お互いに境界線の認識が違っていることがあったりします。境界線上にブロックを積んでいるとか、フェンスはお互いの共有物なのか、それともどちらかのものなのかとか・・・？ 相手から親同士はこういう決めごとをしてたという話をされても、それが一方的で明確でないこともあります。お子さんに迷惑がかからないよう、生前に測量をして境界を確認しておいたほうがいいのです。

今回は、境界を確認しておいてもらうためにお子さんにも立ち会っていただきました。その方は、普段からお隣さんとの交流もあり、特にこれといったトラブルもなく穏やかに境界の確認をすることができました。これで、お子さんには明確になった財産を遺すことができます。その方からも、測量をしたおかげでスッキリできて良かったと言っていました。

ちまたで流行っている相続セミナーなどは節税の話が多かったりしますが、ほかにも生前にやっておくべきことは色々あるのです。

相続の専門家による無料相談を実施しています

- 相続で争いにならないためには？
- 税金はいくらかかるの？
- 税金は安くできるの？
- 目に見えない問題点は？



あなたの疑問に、相続アドバイザーがお答えします。

不動産の売却ご相談ください

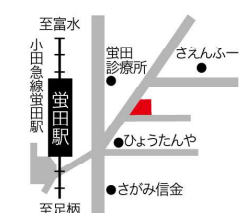
相談無料です。お気軽にお電話ください。

長尾影正（ながおかげまさ）プロフィール

行政書士
宅地建物取引主任者
2級ファイナンシャル・プランニング技能士
相続アドバイザー協議会認定会員（18期生）



昭和49年7月生まれ。
妻：明日香（昭和55年4月生まれ）
長男：皇成（平成22年3月生まれ）
神奈川県湯河原町出身。小田原市在住。神奈川県立西湘高校卒。



すまいる株式会社
代表取締役 長尾影正
小田原市鴨宮 666番地の1
TEL: 0465-20-8501
<http://www.i-kinokuniy.net>

行政書士長尾影正事務所
小田原市蓮正寺 370番地の68
TEL: 0465-39-1900
mail: nagao3@smile-club.net
<http://www.yuigon-souzoku.info>